

薬生薬審発 1223 第 3 号  
令和 4 年 12 月 23 日

日本医学会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

デュルバルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン  
（肝細胞癌及び胆道癌）の作成及び最適使用推進ガイドライン（非  
小細胞肺癌及び小細胞肺癌）の一部改正について

経済財政運営と改革の基本方針 2016(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、  
革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革  
新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作  
成することとしています。

今般、標記について、別添写しのとおり都道府県、保健所設置市及び特別区の  
衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員  
への周知につきご配慮よろしく申し上げます。